

資料 12 令和 6 年度高等学校等奨学のための給付金制度 について（国公立・私立）

※以下の内容は、令和 6 年度のもので、令和 7 年度以降、制度や給付金額などが変更になることがあります。

■制度の趣旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。（返済の必要はありません。）

■支給の要件

申請年度の月月 1 日時点において、次の①～④の要件を、すべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等（親権者全員）の申請年度の市町村民税所得割及び道府県民税所得割が非課税（0 円）、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること
- ② 保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、または大阪府高等学校等学び直し支援金の補助対象となる者であること
- ④ 生徒が、高等学校等に在学していること（大阪府外の高等学校等も対象となります）
- ⑤ 生徒が、平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等に入学していること
 - ※ 保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県へ奨学のための給付金を申請しない場合に限り、大阪府に申請できます。
 - ※ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の支給対象となりません。
 - ※ 市町村民税所得割及び道府県民税所得割が課税されている世帯で、家計急変により、収入が市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯については、別途家計急変世帯向けの支援があります。

■給付金額

対象生徒の区分		給付金額（令和 6 年度）	
		国公立	私立
生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒 （全日制・定時制・通信制とも同額）		32,300 円	52,600 円
申請年度の 市町村民税所得 割及び道府県民 税所得割 非課税世帯	全日制または定時制に在学する生徒（下記以外）	122,100 円	142,600 円
	全日制または定時制の生徒で、生徒と同じ世帯に扶養されている 兄弟姉妹が a・b のいずれかに該当する場合 a 兄または姉が高等学校等に在学する場合 b 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹が、中学校や高等学校等 （全日制・定時制）に在学していない場合	143,700 円	152,000 円
	通信制・専攻科に在学する生徒	50,500 円	52,100 円

※ 扶養関係は、申請年度の 7 月 1 日時点の状況を扶養誓約書等により確認します。

■申請の手続き等

支給を受けようとする保護者等は、毎年 7 月に手続き（受給申請書と添付書類の提出）が必要です。生徒が国公立の高等学校等及び大阪府が認可する私立高等学校等に在学する場合は、学校で受給申請書を配付しますので、学校を通じて提出してください。生徒が大阪府以外の都道府県が認可する私立高等学校等に在学する場合は、大阪府私学課のホームページから受給申請書をダウンロードし、大阪府教育庁私学課へ郵送により提出してください。

■給付金の支給時期等

受給申請書の審査等を行い、認定された場合は、国公立の高等学校等は 12 月末、私立高等学校等の場合、大阪府が認可する私立高等学校等については、10 月末頃を目途に指定された保護者等の預金口座に学校から振り込む予定です。大阪府以外の都道府県が認可する私立高等学校等については、12 月末頃をめどに保護者等の預金口座に大阪府より振り込む予定です。

ただし、国公立の高等学校等及び大阪府が認可する私立高等学校等では、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当して相殺しますので、一部または全額が振り込まれないことがあります。

【お問い合わせ先】大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

電話：06-6910-8001 FAX：06-6910-8005

大阪府ホームページ「国公立」<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

「私立」https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/syougaku_kyuuhu.html